

「66条の6」に定められた科目

「66条の6」に定められた科目は、教員免許を取得するための必須条件で、4科目8単位が指定されています。法令上の科目名と本学で開講している授業科目名との関係は表5のとおりです。

表5 本学における「66条の6」に定められた科目の授業科目名と単位数

【地域経営学部地域経営学科・健康医療学部人間健康学科】

「66条の6」に定められた科目	単位数	本学での授業科目
日本国憲法	2	日本国憲法
体育	2	スポーツの科学
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ・Ⅱ、英語コミュニケーション、ドイツ語、ドイツ語コミュニケーション (以上から1科目2単位)
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報処理基礎